

F U J I グループ人権方針

【 1. 方針・基本的な考え方 】

F U J I グループは、法令遵守はもとよりそれを超えた道德心の高い企業でありつづけるという信念に基づき、企業としての人権尊重の責任を果たします。そのために、ここに「F U J I グループ人権方針」（以下、本方針）を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めます。

【 2. 適用範囲 】

本方針は、全世界のF U J I グループすべての役職員（嘱託社員、準社員、パートタイム社員、アルバイトなどを含む）に対し、適用されます。またF U J I グループは、F U J I グループのサプライチェーン上の企業及びその他のビジネスパートナーに対しても、本方針に基づき、人権を尊重し、侵害しないようにしていただくことを期待して働きかけていきます。

【 3. 国際規範の支持・尊重 】

F U J I グループは、国連グローバル・コンパクトに賛同する企業として、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権尊重の取り組みを推進します。

【 4. 法令遵守 】

F U J I グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、人権に関する国際規範と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

【 5. 人権に関する重点課題 】

F U J I グループでは、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識し、人権を侵害しないよう、また、図らずも問題が起きた場合には、その改善・解決に向けて努力します。

(1) 強制労働・児童労働の禁止

F U J I グループ内およびそのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身売買を禁止します。

労働者から雇用手数料等の費用を徴収することを禁止するとともに、労働者の個人書類へのアクセスおよび移動の自由を保障します。

(2) 差別・ハラスメントの排除

人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を

理由としたあらゆる形態の差別やハラスメントを行いません。

また、嫌がらせや脅迫行為、身体的・性的・言葉による虐待を行いません。

(3) 労働安全衛生

職場における事故、災害や怪我を防止し、職場の安全確保に努めます。

(4) 結社の自由と団体交渉権

労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

(5) 労働時間と賃金

各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守するとともに、時間外勤務と過剰な労働時間の削減に努めます。また、各種現地法令に定められた最低賃金を上回る賃金を支払います。

(6) プライバシーに対する権利

個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、全ての情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。

【 6. サプライチェーンにおける人権課題 】

F U J I グループのみならずサプライチェーンにおける法令遵守や人権擁護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

【 7. 推進体制 】

F U J I グループは、本方針を実現する為の体制を構築し、(サステナビリティ推進委員会の委員長である) 代表取締役が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。

【 8. 人権デュー・ディリジェンス 】

F U J I グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デュー・ディリジェンスを実施していきます。

【 9. 救済・是正 】

F U J I グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組むものとします。国際基準に沿った苦情処理メカニズム(内部通報社内窓口や第三者機関である社外窓口)を整備し、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

【 10. 対話・協議 】

F U J I グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を及ぼす可能性のあるものに関する対応について、関連するステークホルダーと対話の機会を確保しつつ、誠意をもってステークホルダーとの協議を行うものとします。

【 11. 情報開示 】

F U J I グループは、公正で透明性の高い経営の実現を目指しています。影響を受ける社内外のステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、本方針に基づく人権尊重の取り組みや、人権デューディリジェンスの結果および進捗状況について適宜公表していきます。

【 12. 教育・研修 】

F U J I グループは、本方針が事業活動に組み込まれて浸透しかつ遵守するよう、全役職員への教育や研修を実施します。また、取引先に対しても積極的に働きかけを行い、共に人権の尊重と意識の向上に努めます。

【 13. 参照 】

本方針の制定にあたっては、下記を参照しています。

UNGC・GCNJ (国連グローバルコンパクト)

RBA (Responsible Business Alliance) バージョン 8.0

制定 2025.3.21

改定 2025.5.1

株式会社 FUJI

代表取締役社長 五十棲 丈二